学校における働き方改革取組方針 (改訂)

令和7年4月 坂町教育委員会

1. 取組方針策定の趣旨

令和2年1月17日付け「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を 監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」 (以下「指針」という。)を踏まえ、坂町教育委員会(以下「町教育委員会」という。)におい ても、坂町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るため、「学 校における働き方改革取組方針」を定める。

教職員の長時間勤務課題の解決に向けて、教職員が働きやすい環境を整備するとともに、教職員が子供と向き合う時間を確保し、教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成し、坂町立学校における働き方改革を推進する。

2. 町教育委員会及び町立学校の役割

(1) 町教育委員会

本方針を踏まえ、各取組を計画し、主体的に推進するとともに、町長部局や関係機関等との連携を図り、取組の検証、改善を図りながら「学校における働き方改革」を推進する。

重点施策は次のとおりとする。

- ① 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
- ② 町教育委員会主催事業等の見直し
- ③ 健康でいきいきとやりがいをもって勤務できる環境づくり

(2) 学校

校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、本方針に基づき、教職員の共通理解を図った上で、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

3. 目標

(1) 子供と向き合う時間の確保

子供と向き合う時間の確保ができていると感じる教員(管理職を除く。)の割合が、80% 以上となることを目指す。

(2) 超過勤務の縮減

在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間が原則月 45 時間以内となることを目指す。 -1-

4. 取組の柱

長時間勤務改善に向け、次の4つの視点を柱とする。

- (1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
- (2) 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化(部活動指導員の有効的活用)
- (3) 学校の組織運営体制の在り方
- (4) 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みとフォローアップ等

5. 取組内容

- (1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
 - ① 勤務時間管理の徹底と勤務時間の上限に関する指針に係る取組について
 - ・各校教職員の勤務時間を把握し、「指針」を踏まえた指導を進める。
 - ② 適正な勤務時間の設定
 - ・児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、各学校が教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行い、保護者に周知するよう努めることを指導する。特に部活動については、「部活動の方針」(令和2年3月町教育委員会)を踏まえた適切な活動時間や休養日の設定を行うよう指導する。
 - ③ 相談体制の充実について
 - ・労働安全衛生法に定めるいわゆるストレスチェックについて、全ての学校において実施 されるよう、その実施状況を把握し、相談体制を確立する。
 - ・学校衛生委員会を定期的に実施し、教職員の勤務時間や健康状況を協議内容とするよう 指導する。
 - ④ 学校評価等への位置づけについて
 - ・学校経営方針等や学校評価に働き方改革に関する視点を盛り込み、教職員に勤務時間を 意識した働き方を浸透させるようにする。
- (2) 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
 - ① 基本的な考え方
 - ・「学校における働き方改革」を確実に進めるために教育委員会総体で取り組む。
 - ② 業務の役割分担・適正化のために町教育委員会等が取り組むべき方策
 - ・現在各学校が担っている業務や今後発生する業務について、特に学校の負担感が大きい ものについて、教師が専門性を発揮できる業務であるか否か、児童生徒等の生命・安全 にかかわる業務であるか否かといった観点から、中心となる担い手を学校・教師以外の

者に移行していく観点に立って仕分けを行っていき、学校・教師に課されている過度な 負担を軽減する。

- ③ 業務の役割分担・適正化のために各学校が取り組むべき方策
 - ・教職員間で業務の在り方、見直しについて話し合う機会を設け、校内の業務の在り方の 適正化を図ることができるような学校現場の雰囲気づくりに取り組むこと。
 - ・学校の重点目標や学校経営方針を明確化し、その目標達成のために真に必要な業務に注 力できるようにすること。

(3) 学校の組織運営体制の在り方

町教育委員会は、校務分掌の在り方について、働き方改革の視点で指導・助言を行う。内容的には、校務分掌の細分化、一部の教師への業務集中、適材適所による主任の命課、若手教師への支え、事務職員の校務運営への参画等について指導・助言する。

(4) 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みとフォローアップ等

町教育委員会、各学校における働き方改革の進捗状況を把握するとともに、教育委員会会議 や総合教育会議等の議題とし、学校や教師がおかれている状況について町長をはじめとした町 長部局とも共有し共通理解を図るとともに、随時必要な施策に取り組む。